

令和2年度 富山県文化振興財団「子ども芸術文化活動支援事業」募集要項

1 趣旨

公益財団法人富山県文化振興財団では、県内で活躍する団体又は個人が公立文化ホールのネットワーク等を活用し、自ら企画・提案して実施する子どもが身近に芸術文化に触れ、参加・体験できる事業や将来の芸術文化の担い手を育成することを目的として実施される事業に対し、支援するものとする。

2 事業内容

子ども（親子）を鑑賞対象者とする事業又は演じ手が子どもを主体とする事業の開催経費の一部（対象経費及び対象外経費は別表）を助成する。

3 支援措置（1事業20万円上限）

対象経費の1/2（継続的事業※については1/4）又は、対象経費から入場料、寄付金及び協賛金等の収入の合計額を差し引いた額のいずれか低い額の範囲内

※継続的事業 過去に当該助成を受けた実績のある事業（開催者及び内容が概ね同様と認められる事業を含む。）

4 助成対象者

県内に住所又は活動の本拠を有する団体又は個人

5 助成対象事業の要件

芸術ジャンルは問わないが、県内で開催し、次の要件を満たすものであること。

- (1)全県的又は広域的な参加が見込めること。
- (2)企画のアドバイスなど、公立文化ホールを活用すること。
- (3)文化祭やクラブ活動発表会などの学校行事や、教室単位の発表会（バレエ・ピアノ教室等）でないこと。
- (4)美術・工芸等の発表会でないこと。
- (5)興行など、営利・宣伝を目的とするものでないこと。
- (6)政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (7)富山県の他の助成を受けていないこと。

6 対象者選定方法

公募による。（別紙所定の助成金交付申請書（事業内容及び予算等）の提出による。）

7 審査基準

事業内容について、公共性、広域性、創造性、芸術性、斬新性、将来への発展性、県民への波及効果などを総合的に判断する。

8 募集期間

令和2年2月1日（土）から令和2年2月29日（土）まで

（令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで開催される事業が対象）

9 支援活動の内定及び通知

所定の申請書を受理したときは、文化振興財団の審査を経て、支援対象となる事業及び交付額を3月末までに内定し、4月上旬以降に採否通知するものとする。

10 助成対象事業実績報告書の提出

助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、別紙所定の助成対象事業実績報告書を、事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

※支出に関する証拠書類は、契約者・領収書等の宛名が申請団体と同一でなければならない。宛名等が申請団体と異なっている場合には、証拠書類とならないものとする。

11 助成金の額の確定等

助成対象事業実績報告書を審査し、当該助成対象事業の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の確定に係る通知をするものとする。

<応募・問合せ先>

公益財団法人富山県文化振興財団 「子ども芸術文化活動支援事業」係

〒930-0006 富山市新総曲輪 4 番 18 号 富山県民会館 4 階

TEL/076-432-3115 FAX/076-432-2024

E-mail/kikaku@kenminkaikan.com <http://www.bunka-toyama.jp/>

別表

	項 目	内 容	内 訳
助 成 対 象 経 費	出演料・会場等借上料	指揮料、演奏料、合唱料、出演料、会場借上料 など	
	音楽・文芸料	調律料、楽器借料、演出料、振付料、著作権使用料 など	
	設営・舞台費	会場設営・撤去費、作品運搬費、道具費、衣装費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費 など	
	謝金・旅費・通信費	編集謝金、出演者等交通費、宿泊費、日当、当日出演者弁当代、通信連絡費 など	
	広報・印刷費	広告宣伝費、立看板費、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券・チラシ・ポスター印刷費、入場券販売手数料 など	
	記録費	録画費、録音費、写真費、記録に必要な消耗品費などに要する費用 など	
	保険料	催事保険料、楽器運搬保険料 など	
	企画制作費	会議会場使用料、消耗品費、コピー代などの企画制作に要する費用 など	
	助成対象外経費	事務所等維持費（電話代、備品購入費、プリンタートナー等）、交際費・接待費（記念品代等）、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、その他飲食関係費（公演当日の弁当及びケータリングは除く）、事業実施者自身が請求者となっている経費、振込手数料 など	